

令和4年2月18日

第20回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和4年2月18日(金) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 401号室
3. 出席委員 15名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      3番 柴山 栄重      5番 加藤 良子  
6番 中村 謙一      9番 油井 妙子      10番 渡邊 俊春  
11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴      13番 菱沼寿美恵  
15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子      18番 安田 善喜  
20番 黒澤喜久夫      23番 穴戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員  
2番 佐藤 秀雄      4番 吾妻 良博      7番 野崎 俊幸  
8番 浪岡 真澄      14番 渡邊 正芳      17番 関 健一  
19番 渡邊 友一      21番 齋藤 貴裕      22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者  
事務局長 高橋 善則  
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦      主査 齋藤 明子  
農地係長 猪本 由美子      副主査 菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 令和4年度 農作業賃金・農作業料金標準額について
- 第7号 「農地法第3条第2項第5号に係る下限面積(別段の面積)」の設定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について
- 第8号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、2番 佐藤秀雄委員、4番 吾妻良博委員、7番 野崎俊幸委員、8番 浪岡真澄委員、14番 渡邊正芳委員、17番 関健一委員、19番 渡邊友一委員、21番 齋藤貴裕委員、22番 阿部哲也委員より出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、15名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第20回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

9番：油井妙子委員、20番：黒澤喜久夫委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(77件)】

合計77件、令和4年2月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転18件、賃借権設定1件の計19件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 整理番号1番につきましては、譲渡人は相続でこの農地を取得しましたが、県外に居住しているため管理できず、譲受人が自宅から近いこの農地を譲り受けることになりました。譲受人の所有農地の状況や能力、地域との繋がりも良好であることから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長  
議長  
6番  
議長  
6番

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長6番（発言を求める。）  
6番（発言を許可する。）  
整理番号2番について説明申し上げます。譲渡人と譲受人は姉弟でございます。十数年前から譲受人が借りていた農地を、今回購入することになったものです。これまでも耕作をおこなっており、問題なしと判断いたしました。整理番号3番に関しましては、譲渡人が高齢で申請地の管理をされていない状況であり、年に数回近所の方に草刈りをお願いしておりました。前々から譲受人に購入をお願いしており、今回話がまとまり申請があったものです。譲受人は息子と営農されている方であり、問題なしと判断いたしました。以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
議長  
農地係長  
議長  
10番  
議長  
10番

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号3番、整理番号4番から6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長10番（発言を求める。）  
10番（発言を許可する。）  
整理番号4番でございますが、譲渡人が保全管理をしていた畑を譲受人が経営規模拡大のために求めるものです。この農地につきましては、いちじくを栽培する予定でございます。整理番号5番につきましては、譲受人の自作地続きで耕作しやすいということで所有権移転をするものです。整理番号6番につきましては、譲受人が経営規模拡大のために借りるということで、面積は大きいですがネギなどの栽培をするというものです。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
議長  
農地係長  
議長  
13番  
議長  
13番

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長13番（発言を求める。）  
13番（発言を許可する。）  
整理番号7番について説明いたします。譲渡人の母が耕作していた畑を、今回譲受人が自作地付近で耕作に便利ということで求めるものです。整理番号8番については、譲受人の父が借りていた申請地を購入するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番から15番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」と  
 おりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号9番につきましては、譲受人が経営規模拡大のために所有権移転をするものです。  
 整理番号10番につきましては、譲渡人が高齢で耕作ができないため、譲受人に所有権移転  
 するものです。整理番号11番につきましては、申請者は親子関係で、生前贈与のための所  
 有権移転です。整理番号12番につきましては、申請地が譲受人の自作地付近で耕作しやす  
 いということで所有権移転をするものです。整理番号13番、14番、15番は譲受人が同  
 一人、自作地付近で続いている田を所有権移転するものです。以上7件、ご審議のほどよ  
 ろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号16番から19番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」の  
 とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号16番、17番について説明いたします。いずれも譲受人が同じ方でございます。  
 地域の中核農家の方でありまして、十分に耕作を見込める方です。整理番号16番の譲渡人  
 は病弱で耕作ができず、17番の譲渡人は夫を亡くしてから耕作できていないということ  
 であります。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号18番、19番  
 であります。譲受人が同じ方で、職業は自営業兼農業であります。整理番号19番の譲渡  
 人の夫が亡くなってから譲受人が果樹園の手伝いをしており、譲渡人だけでは耕作ができ  
 ないため所有権移転の依頼があり、今回その農地と近隣の農地を一緒に求めることになりま  
 した。今後も譲渡人の指導を受けながら新規営農開始ということで、耕作も十分見込めるこ  
 とから区域協議会では問題なしと判断いたしました。以上4件につきましては区域協議会では  
 許可相当と判断いたしましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
 ご異議ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ  
 いて、整理番号1番から19番までの19件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者の住宅を建築したときに、進入路敷地として使用しており、現況に合わせる申請であります。自宅の畑の中ということで周辺の農地への影響もありません。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定1件の計3件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号1番につきましては、譲受人の自宅の隣の土地を購入するというものです。住宅の拡張という申請ではありますが、第3種農地で家と家の間の小さな農地であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号2番ではありますが、譲受人の物置の一部が譲渡人の畑に入り込んでいたということで、その部分の土地を譲り受けるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号3番につきましては、譲受人である法人の露天駐車場として利用したいという賃借権設定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番につきましては、台風19号の災害復旧工事が1月の大雪により遅れており、3ヶ月期間の延長をするものです。区域協議会ではやむを得ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしく

お願いいたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 10番 議長10番（発言を求める。）  
 議長 10番（発言を許可する。）  
 10番 整理番号1番の案件についてですが、平成元年から耕作しておらず、周辺の山林と一体化したという現状で、1月26日に区域担当委員が現地調査をいたしまして、農地への復元は困難であると判断いたしました。審議の方よろしく申し上げます。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしく  
 お願いいたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 16番 議長16番（発言を求める。）  
 議長 16番（発言を許可する。）  
 16番 整理番号2番の案件についてですが、整理番号2番についてですが、区域担当委員が調査した結果、農機具が入れないほど荒れておりました。区域協議会では山林と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声  
 議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
 「異議なし」の声  
 議長 異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。  
 次に、議案第6号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に経営近代化対策小委員会委員長から報告をお願いします。  
 18番 議長 議案第6号 令和4年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第17回総会において、経営近代化対策小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。  
 その後、実態調査を行いまして、1月18日開催された第19回総会終了後に、小委員会を開催いたしました。委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、県内各市町の標準額、消費者物価指数、最低賃金等の動向等も踏まえて検討をいたしました結果、令和4年度については議案第6号のとおり取りまとめましたので報告いたします。以上です。  
 議長 只今、小委員会委員長より小委員会での経過について報告をいただきました。  
 引続き、議案第6号について、事務局の説明を求めます。  
 次長 議長 議案第6号 令和4年度農作業賃金・農作業料金標準額については只今小委員会委員長よりご説明をいただいております通りでございますが、詳細につきましては「議案書」のとおりです。よろしく申し上げます。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
異議なしと認め、議案第6号 令和4年度農作業賃金・農作業料金標準額について、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。  
12ページをご覧ください。議案第7号 「農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）」の設定についてですが、これは農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、新規就農者の増加を促進するための下限面積（別段の面積）を定めるものです。  
（詳細説明）  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
異議なしと認め、議案第7号 「農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）」の設定について、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、報告を事務局よりお願いします。  
報告は、議案書15ページ報告第1号から27ページ報告第8号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。  
（会長職務代理より閉会の言葉）  
慎重審議ありがとうございました。  
これで、第20回総会を終了いたします。

（午後2時10分）

令和4年2月18日

これは、福島市農業委員会第20回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 9番 \_\_\_\_\_

議事録署名人20番 \_\_\_\_\_